

霧島市給水条例の一部改正について

霧島市給水条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月19日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市給水条例の一部を改正する条例

霧島市給水条例(平成17年霧島市条例第286号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第38条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第36号)により、水道法が改正されたことに伴い、水質又は衛生に関する水道行政を除く水道整備・管理行政に関する権限が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されることから、本条例の所要の改正をしようとするものである。